

パデル&フットサル 晴れのち晴れ 細則(パデルスクール/フットサルスクール)

第1条 営業時間等

本施設の営業時間及び休館日（以下、営業時間等という）は以下に定めます。但し、会社の必要に応じて営業時間等を変更することができるものとします。

営業時間	24時間営業 ※1 ※セルフ利用時間23:00～9:00 〈レンタルコート〉 9:00～23:30 ※最終受付22:00
休館日	第2・4月曜日※2、施設点検日、 夏季休館、年末年始

※1 セルフ時間帯はジム/シャワーブース/セルフロッカーの利用のみ可能となります。

※2 前後の日曜24:00～火曜日9:00まで休館

第2条 会費等の金額

(1) 本スクールの登録事務手数料は以下に定めます。

登録事務手数料	3,300円（税込）
---------	------------

(2) 本スクールの諸会費は以下に定めます。

パデルスクール	一般	4回/月	12,100円
		1回(追加)	3,025円
	ジュニア	4回/月	8,800円
		1回(追加)	2,200円
	キッズ	4回/月	6,600円
		1回(追加)	1,500円
フットサルスクール	初回購入品	ユニフォーム3点	9,900円
	チャレンジ		3,300円
	レギュラー/スキルアップ/強化		7,700円
	ドリブル		4,400円

複数受講割：スクールで複数クラスを受講する場合には3,300円(税込)の割引
※対象外クラス…パデル/キッズ、フットサルスクール/チャレンジ・ドリブル

個人契約ロッカー	550／月（税込）
タオルセット	1,100円／月（税込）
タオルプラス	1,650円／月（税込）

(3) 本スクールの諸料金は以下に定めます。

会員証(ICカード)発行料	1,100円（税込）
その他の諸料金	会社が別途定めます

第3条 会費等の支払い

- (1) 登録事務手数料は入会申込み手続き時に会社に支払います。銀行口座登録の方も、初期費用のみクレジットカード支払いが可能です。
- (2) 諸会費は、入会申込み手続き時に初期費用（利用開始日とキャンペーンにより異なる）を会社に支払い、それ以降は口座引落しとなります。
- (3) 諸料金は都度、会社に支払います。

第4条 各種届出の期日

各種届出の期日は以下に定めます。

会員種別変更	前月10日まで
退会	(10日が休館日の場合 は翌営業日まで)
個人契約ロッカー解約	
氏名・住所変更	随 時
会員証再発行	

第5条 スクール会員のスクール出席とクラブハウスの入退館方法

- (1) スクール会員は、スクールへ出席する際に都度、会員証(以下、ICカードという)による本人確認を受けなければなりません。
- (2) 第1条で定めるスタッフ常駐時間以外の時間帯(以下、セルフ利用時間といふ)のクラブハウス入館時にICカードによる本人確認を行う為、入会手続き時にICカードの登録を行っていただきます。
- (3) スクール会員は、セルフ利用時間のクラブハウス利用にあたり、入館の都度、ICカードによる本人確認を受けなければなりません。
- (4) 本施設は、必要と判断した場合は、スクール会員に対してICカードの所有者の本人確認を求めることができるものとします。

第6 スクール生、ジュニアスクール生の保護者のトレーニングジム利用について

- (1) 成人スクール生(パデル)は無料でトレーニングジムをご利用いただけます。
- (2) ジュニアスクール生の保護者はhacomonoマイページよりチケットを購入する事でトレーニングジムの利用が可能となります。※550円(税込)/1回
- (3) ジュニアスクール生保護者の利用開始手続き
受付場所・・・スタッフ常駐時間のフロントでの受付(電話、郵送、メール不可)
手続き方法・・・専用URL(QRコード)から、hacomonoの会員登録をお願いします。

第7条 セルフ利用時間のクラブハウス施設利用

- (1) セルフ利用時間は、スタッフがいない環境下での施設利用となります。
- (2) セルフ利用時間は、ジムエリア、セルフロッカー、シャワーブースのみ利用可能であり、ロッカールーム等の利用はできません。
- (3) 会員は、セルフ利用時間に施設を利用する場合は、スタッフがいない環境下でのトレーニングに付随するリスクがあることを十分に認識し、自己責任で施設を利用するものとします。

第8条 トレーニング機器の使用

- (1) 会員は、施設内の利用マナーを守り、他の会員と譲り合ってトレーニング機器を使用しなければなりません。
- (2) 会員は、トレーニング機器を使用する際は、正しい使用方法以外で使用してはなりません。また、大きな音が出ないように十分注意して使用しなければなりません。
- (3) 会社は、会員が前2項を守れない場合は、その会員を除名することができます。
- (4) 会員は、トレーニング機器の使用に付随するリスクがあることを十分に認識し、自己責任で施設を利用するものとします。
- (5) トレーニング機器の使用により会員に損害が生じた場合は、会社の責に帰す事由がある場合を除き、会社は当該損害について一切の責任を負わないものとします。

第9条 会員以外の方の入館

- (1) 会員以外の方がセルフ利用時間に施設内に入館することはできません。
- (2) 会員は、会員以外の方を施設内に入館させてはいけません。会員以外の方を施設内に入館させた場合は、その会員を除名することができます。

第10条 発効

本細則は2023年10月1日より発効します。

パデル&フットサル 晴れのち晴れ

〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町840

TEL : 043-308-3137